根室海区漁業調整委員会指示第　６　号

根室振興局管内植別川河口付近におけるさけ及びますの採捕について、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和　８　年　６　月１８日

根室海区漁業調整委員会会長　　福　原　正　純

根室振興局管内植別川河口付近で、次表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる期間はさけ及びますを採捕してはならない。

ただし、北海道漁業調整規則（令和２年北海道規則第９４号）第５２条の規定により、知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りではない。

区　　域					期　　間
河川口及び沿岸		沖合方位		沖合（メートル）	
左海岸	右海岸	左方（度　分）	右方（度　分）		
目梨郡羅臼町峰浜町172番地の2地先に知事が建設した標柱の位置	標津郡標津町字崎無異6番の3地先に知事が建設した標柱の位置	80.51	105.00	500	令和８年１０月　１日から 令和８年１１月３０日まで

備考　この表による河川口付近の区域とは、次に掲げる基点アから基点エまでを順次に結んだ線によって囲まれた海面をいう。

基点ア　左海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点

基点イ　基点アから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点ウ　基点エから当該沖合方位における当該沖合距離の点

基点エ　右海岸の当該位置から当該沖合方位へ延長した線と最大高潮時海岸線の交点